

第1回千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会 議事概要

【日時】

令和6年2月7日（水）午後6時から午後7時

【場所】

千代田区役所 6階 特別会議室

【出席者】

- ・委員長 政策経営部を担任する副区長
- ・副委員長 政策経営部を担任しない副区長、教育長
- ・委員 政策経営部長、行政管理担当部長、政策経営部総務課長、同部人事課長、同部契約課長、同部企画課長（委員長の求めに応じ出席）
- ・事務局 政策経営部総務課、同部人事課、同部契約課

○配付資料確認

【議事】

○委員長 委員会の構成員ではない企画課長については、調査の過程で組織課題も出てくる可能性があるため、千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会要綱の第4条の規定に基づき1回目から参加をお願いした。

【議題】

1 委員会の設置について（事務局より、資料2及び3説明）

○委員 要綱には、「本件不正行為」の定義が書いてあるが、お茶の水小学校改築に伴う空調設備工事と給排水衛生設備工事の契約締結に限定されている。今後、他の案件が出てきたときの対応はどのようなものか。

○委員 読み方次第だが、改正を検討する。

2 事件発覚からこれまでの経過等について（事務局より、資料4説明）

（意見なし）

3 今後の検討体制及び検討事項について（事務局より、資料3及び5説明）

（意見なし）

4 調査実施について

○委員 職員のアンケート調査と、それに基づくヒアリング調査を内部職員が実施するのでは、外部から正確性、公正性を問われることもあるため、第三者の弁護士をお願いする。

結果を分析し、今回の事件の背景、原因、今後あるべき対応策を可視化していきたい。アンケート調査は、素直に自分が今感じていることを吐露できるような、多くの者に積極的に回答してもらえそうな形を考えている。一方、あまりに内容が薄くなり、その後の調査につながらないような問いでは意味がないため、鋭意検討している。

○委員 警察の捜査を妨害しない範囲で調査すると思うが、資料3を見ると、最終報告書を6月の末に取りまとめることとされている。それまでに元職員の起訴などは行われていると思うが、刑事的な責任の確定にまでは至っていない可能性がある。当該元職員や関係の業者にヒアリングできないような状況の中で、事実関係の整理に限界があるのではないか。

○委員 実際にできることとできないことがあることは予め認識する必要がある。他自治体の事例も見て、裁判が終結するまで待つ最終報告を行っているのか、それとも一定程度できることをやった上で、一旦、最終報告をしているのか研究する。できれば年度末ぐらいまでに一定の結果を出したいが、警察の手続き等も不明であるため、このスケジュールは確定したものではない。

○委員 すべて疑義がないようにするためには、裁判の結果まで待たなければいけないが、一方で、職員が逮捕、起訴に至っていない他自治体の事例もある。こうした事例では、情状の余地等があったということだが、情報漏洩した不正を問わないでよいかと言えば、漏洩した事実が認定されれば、そのこと自体が犯罪要件にもなり得るのではないか。だとすれば、前段の起訴のところで、ある程度認定ができるような事実があれば、やはりそれに対する対策を立てなければいけないだろう。どういう背景があってそういうことになっているのかという原因分析は、裁判や捜査に影響を与えないようにしながらも、一定程度できる可能性はある。

○委員長 アンケートは、それを受ける側が、本当に心情を吐露できるような内容でなければならないし、実施後に深掘りできるような内容が望ましい。

5 有識者会議の設置及び選任について（事務局より、資料6及び7説明）

○委員長 有識者について、弁護士は今回のような談合事件に知見のある元検事と、政府の委員の経験もある方の2名に依頼をした。また、その弁護士の推薦で、談合事件に直接知見のある方ということで、元公正取引委員会事務総局審査局長にも依頼した。今回の事件の真相及び今後の対応の助言をいただく。

（意見なし）

6 その他

（意見なし）

以上